

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「令和6年4月1日以後に申請する者を対象とし、」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条第1項中「母子手帳」を「母子健康手帳」に改める。

第5条第1項中「12枚」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める枚数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令和7年3月31日以前に生まれた支給対象児 12枚
- (2) 令和7年4月1日以後に生まれた第一子である支給対象児 12枚
- (3) 令和7年4月1日以後に生まれた第二子である支給対象児 18枚
- (4) 令和7年4月1日以後に生まれた第三子以降である支給対象児 24枚

第5条第2項中「おむつ助成券及び」及び「第3条第3項及び」を削る。

第11条の見出し及び同条第1項中「おむつ助成券」を「育児用品購入助成券」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式(第 4 条関係)

		台帳番号		
鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付申請書				
年 月 日				
鹿屋市長 様				
申請者 住所 鹿屋市 氏名 (支給対象児との続柄) 電話番号				
支給対象児	住 所	鹿屋市		
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	備 考	☐ 第 1 子 ☐ 第 2 子 ☐ 第 3 子以上		
記 鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券の交付を申請します。 なお、申請に当たり下記事項が発生したときは速やかに返却することを誓約します。 ① 支給対象児が死亡し、又は市外に転出したとき。 ② 支給対象児について本事業以外の他の制度により、助成を受けられることとなったとき。 また、育児用品購入助成券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第 11 条に基づき行われる返還命令に応じることを承諾します。 ① 育児用品購入助成券を第三者に譲渡したとき。 ② 育児用品購入助成券の記載事項を改変して使用したとき。 ③ 虚偽その他不正の行為により、育児用品購入助成券の支給を受けたとき。 ④ その他育児用品購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。				
受領者		申請者との 続柄		鹿屋市かわいい孫への贈り物事業 育児用品購入助成券交付 年 月 日 出生・転入

別記第7号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。